

掛川市条例第11号

掛川市再開発住宅管理条例及び掛川市住環境整備モデル住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市再開発住宅管理条例及び掛川市住環境整備モデル住宅管理条例の一部を改正する条例

(掛川市再開発住宅管理条例の一部改正)

第1条 掛川市再開発住宅管理条例（平成17年掛川市条例第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(入居者の選考)</p> <p>第6条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき再開発住宅の戸数を超えるときは、<u>市長</u>は、申込者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入居の決定通知)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、前条の規定により再開発住宅の入居者を決定したときは、その者に対して入居決定書を交付して、再開発住宅へ入居させることができる日（以下「入居可能日」という。）を指定するものとする。</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第8条 再開発住宅の入居決定者は、入居決定書の交付を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、<u>市長</u>が適当と認める2人の連帯保証人の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 再開発住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>が別に指示する期間内に、同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 <u>市長</u>は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、<u>若しくは連帯保証人を1人とし、又は同項第2号に規定す</u></p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第6条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき再開発住宅の戸数を超えるときは、<u>指定管理者</u>は、申込者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入居の決定通知)</p> <p>第7条 <u>指定管理者</u>は、前条の規定により再開発住宅の入居者を決定したときは、その者に対して入居決定書を交付して、再開発住宅へ入居させることができる日（以下「入居可能日」という。）を指定するものとする。</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第8条 再開発住宅の入居決定者は、入居決定書の交付を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、<u>指定管理者</u>が適当と認める2人の連帯保証人の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 再開発住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、<u>指定管理者</u>が別に指示する期間内に、同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 <u>指定管理者</u>は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、<u>又は連帯保証人を1人とすることができる。</u></p>

<p><u>る敷金を減免し、若しくは徴収猶予することができる。</u></p> <p>4 市長は、再開発住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、再開発住宅入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第11条 家賃は、第7条の規定により<u>市長</u>が指定した入居可能日から徴収する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第15条 <u>市長</u>は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、当該再開発住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(市営住宅管理条例の準用)</p> <p>第16条 市営住宅管理条例第12条、第13条、第19条から第27条まで、第40条<u>及び第54条から第68条まで</u>の規定は、再開発住宅の管理について準用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>4 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第2号に規定する敷金を減免し、又は徴収を猶予することができる。</u></p> <p>5 <u>指定管理者</u>は、再開発住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、再開発住宅入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第11条 家賃は、第7条の規定により<u>指定管理者</u>が指定した入居可能日から徴収する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第15条 <u>指定管理者</u>は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、当該再開発住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(市営住宅管理条例の準用)</p> <p>第16条 市営住宅管理条例第12条、第13条、第19条から第27条まで、第40条、<u>第54条から第66条まで及び第69条</u>の規定は、再開発住宅の管理について準用する。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

(掛川市住環境整備モデル住宅管理条例の一部改正)

第2条 掛川市住環境整備モデル住宅管理条例(平成17年掛川市条例第146号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(入居者の選考)</p> <p>第6条 入居の申込みをした者の数が入居させるべきモデル住宅の戸数を超えるときは、<u>市長</u></p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第6条 入居の申込みをした者の数が入居させるべきモデル住宅の戸数を超えるときは、<u>指定管</u></p>

は、申込者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。

2 (略)

(入居の決定通知)

第7条 市長は、前条の規定によりモデル住宅の入居者を決定したときは、その者に対して入居決定書を交付して、モデル住宅へ入居させることができる日（以下「入居可能日」という。）を指定するものとする。

(入居の手続)

第8条 モデル住宅の入居決定者は、入居決定書の交付を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める2人の連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) (略)

2 モデル住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に、同項に定める手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、若しくは連帯保証人を1人とし、又は同項第2号に規定する敷金を減免し、若しくは徴収を猶予することができる。

4 市長は、モデル住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、モデル住宅入居の決定を取り消すことができる。

(家賃の納付)

第11条 家賃は、第7条の規定により市長が指定した入居可能日から徴収する。

2・3 (略)

(住宅の明渡し請求)

第15条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、当該モデル住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(7) (略)

理者は、申込者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。

2 (略)

(入居の決定通知)

第7条 指定管理者は、前条の規定によりモデル住宅の入居者を決定したときは、その者に対して入居決定書を交付して、モデル住宅へ入居させることができる日（以下「入居可能日」という。）を指定するものとする。

(入居の手続)

第8条 モデル住宅の入居決定者は、入居決定書の交付を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、指定管理者が適当と認める2人の連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) (略)

2 モデル住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、指定管理者が別に指示する期間内に、同項に定める手続をしなければならない。

3 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は連帯保証人を1人とすることができる。

4 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第2号に規定する敷金を減免し、又は徴収を猶予することができる。

5 指定管理者は、モデル住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、モデル住宅入居の決定を取り消すことができる。

(家賃の納付)

第11条 家賃は、第7条の規定により指定管理者が指定した入居可能日から徴収する。

2・3 (略)

(住宅の明渡し請求)

第15条 指定管理者は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、当該モデル住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(7) (略)

<p>2 (略)</p> <p>(市営住宅管理条例の準用)</p> <p>第16条 市営住宅管理条例第12条、第13条、第19条から第27条まで、第40条及び第54条から第68条までの規定は、モデル住宅の管理について準用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(市営住宅管理条例の準用)</p> <p>第16条 市営住宅管理条例第12条、第13条、第19条から第27条まで、第40条、<u>第54条から第66条まで及び第69条</u>の規定は、モデル住宅の管理について準用する。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

## 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日までに、改正前の掛川市再開発住宅管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第1条の規定による改正後の掛川市再開発住宅管理条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日までに、改正前の掛川市住環境整備モデル住宅管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第2条の規定による改正後の掛川市住環境整備モデル住宅管理条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。